

電気料金メニュー定義書

【従量電灯C】

株式会社 池見石油店

目次

1	実施期日.....	2
2	定義.....	2
3	単位および端数処理.....	2
4	適用条件.....	2
5	供給電気式、供給電圧および周波数.....	3
6	契約電流.....	3
7	電気料金.....	3
8	適用期間.....	5
9	契約電流の変更.....	6
10	従量電灯Cの定義書の変更および廃止.....	6

電気料金メニュー定義書従量電灯C（以下「従量電灯Cの定義書」といいます。）は、当社の電力需給約款（以下「電力需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、従量電灯Cの定義書に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

低圧電力の定義書は、平成28年4月1日より実施し、平成28年4月1日より適用します。

2 定義

次の言葉は、低圧電力の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電力需給約款に定義される言葉は、低圧電力の定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

3 単位および端数処理

低圧電力の定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の通りとします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。

4 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客様からのお申し込みを当社が承諾した場合に、次の料金プランごとの条件にもとづき、いずれにも該当するものに適用します。

従量電灯Cプラン、従量電灯CLプランの要件は下記条件と同様とします。

(1) 電気プラン

- ① 契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 電気・ガス・灯油セットプラン

- ① 契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。
② 当社とガスあるいは灯油定期配達のご契約があること。
③ ガス及び灯油定期配送の契約により計算されるガス料金及び灯油代金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いとすること。

(3) 電気・ガス給湯暖房セットプラン

- ① 契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア

未満であること。

- ②当社とガスのご契約があること。
- ③戸建て住宅であり、かつガス給湯暖房（エコジョーズ）が設置されていること。
- ④ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いとすること。

(4) 電気・光回線セットプラン

- ①契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②当社と光回線のご契約があること。
- ③光回線の契約により計算される通信料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。

(5) 法人プラン

- ①契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②既存ご契約名義が法人名義であり、当社ご契約時の名義も法人名義であること。

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

6 契約電流

(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

7 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

1キロボルトアンペアにつき	334.8円
---------------	--------

(2) 電力量料金及び付帯割引

1か月の電力量料金及び付帯割引は、電力需給約款第10条（料金の算定期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、附則第3条（燃料費調整の単価）によって計算された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、附則第3条（燃料費調整の単価）によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、附則第3条（燃料費調整の単価）によって計算された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、附則第3条（燃料費調整の単価）によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

(A) 電気プラン

a. 従量電灯C

120キロワットまでの1 キロワット	120キロワットをこえ 280キロワットまでの1 キロワット	280キロワットをこえ る1キロワット
23.3円	28.82円	31.70円

b. 従量電灯C Lプラン

400キロワットをこえる まで	400キロワットをこえる 1キロワット
10420.0円	29.10円

(B) 電気・ガス・灯油セットプラン

a. 従量電灯C

120キロワットまでの1 キロワット	120キロワットをこえ 280キロワットまでの1 キロワット	280キロワットをこえ る1キロワット
22.83円	28.23円	31.03円

b. 従量電灯C Lプラン

400キロワットをこえる まで	400キロワットをこえる 1キロワット
10210.0円	28.49円

①付帯割引

a) ガス料金ご請求金額（税抜）よりセット割引いたします。

b) 灯油料金ご請求時にご請求数量分をセット割引いたします。

ただし、ホームタンク、ポリタンクなどの容量により単価が異なります。

(C) 電気・ガス給湯暖房セットプラン

a. 従量電灯C

120キロワットまでの1 キロワット	120キロワットをこえ 280キロワットまでの1 キロワット	280キロワットをこえ る1キロワット
22.36円	27.63円	30.36円

b. 従量電灯C Lプラン

400キロワットをこえる まで	400キロワットをこえる 1キロワット
10000.0円	27.88円

a) ガス料金ご請求金額（税抜）よりセット割引いたします。

(D) 電気・光回線セットプラン

a. 従量電灯C

120キロワットまでの1 キロワット	120キロワットをこえ 280キロワットまでの1 キロワット	a. 従量電灯C
22.83円	28.23円	31.03円

b. 従量電灯C Lプラン

400キロワットをこえる まで	400キロワットをこえる 1キロワット
10210.0円	28.49円

a)) 光回線ご契約プランをセットプランといたします。

(E) 法人プラン

a. 従量電灯C

120キロワットまでの1 キロワット	120キロワットをこえ 280キロワットまでの1 キロワット	280キロワットをこえ る1キロワット
22.83円	28.23円	31.03円

b. 従量電灯C Lプラン

400キロワットをこえる まで	400キロワットをこえる 1キロワット
10210.0円	28.49円

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1か月の料金は、次の最低月額料金および附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

8 適用期間

- (1) 従量電灯Cメニューの適用開始日は、電力需給約款第6条（契約の申し込み）に定める電力需給契約の申し込みの場合には、電力需給約款第8条（供給の開始）に定める需給開始日とし、電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) 従量電灯Cメニューの適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日の属する月の検針日から2か月前までに、変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、契約締結前

の書面交付は行いません。

- ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

9 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただしお客さまが、新たな電力需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。

10 従量電灯Cの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、従量電灯Cの定義書を変更する場合には、電力需給約款第2条(電力需給契約約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、従量電灯Bの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 従量電灯Cの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電力需給約款第2条(電力需給契約約款の変更)に準じます。